

猪苗代町教育留学生誓約書（令和9年4月入学者用）（案）

私は、猪苗代町教育留学生として、次に掲げる事項を誓約します。

万が一これに違反し、又は相違のあった場合は、猪苗代町教育留学生としての資格・補助金の取消し、補助金返還及び宿泊施設から退去を求められても異議を申し立てません。

- ア 猪苗代高校へ就学し、目標を持ち、意欲的に学習や各種活動に取り組みます。
- イ 高校生として規則正しい生活を送り、周りの人と良好な関係を築き、健全な集団生活に取り組みます。
- ウ 部屋や共有スペースを清潔に保ち、地域社会の一員としてのルール・マナーをきちんと守り、心身ともに健康で自立した生活を送ります。
- エ やむ得ない事情で異性の宿泊施設に行く場合は、事前に学校関係者又は地域プロジェクトマネージャー等に連絡を入れ許可を得たうえで、ホテルロビーのみで面会します。
- オ 生徒及び保護者が教育留学の趣旨を理解し、自覚をもって本制度に協力・取り組みます。
- カ 身体の異常その他特別の事情がある場合を除き、猪苗代高校の授業について欠席、遅刻及び早退はしません。
- キ 留学生の故意又は過失により、宿泊施設・備品等の物損、破損、損害が発生した場合はその修理費、損害額は自己負担とし、保護者が支払います。
また、第三者に対し損害賠償が発生した場合も同様とします。
- ク 高校から特別指導（停学、自宅学習等）を受けた場合、感染症・発熱等で宿泊施設での生活に支障が出た場合は、すぐに保護者が生活拠点まで迎えに来るとともに復帰できるまでは自宅（保護者と同居）にて生活いたします。
なお、隔離のために別室を使用した場合は、別室使用料を支払います。
- ケ 命に係わる行為又は異性間のトラブル及び飲酒、喫煙その他法律に違反する行為や暴力行為が発覚した場合は、すぐに保護者が生活拠点に迎えに来るとともに、宿泊施設から即退去し、町から受領した補助金は全額返還いたします。
- コ 猪苗代町・猪苗代高校及び宿泊施設関係者が「緊急時」又は「特別な理由により生活状況確認」ため、居室内に入室してもかまいません。
- サ 猪苗代町・猪苗代高校が定めたルールや決まりごとを守ります。
- シ 学校での授業・自主勉強に意欲的に取り組み、学習成績の評価で学期末・学年末単位で評定「1」の教科はないようにします。

令和 年 月 日
留学生 氏名（自署）

2 保護者

上記留学生に関する身上その他一切の責任については、私がおの責めを負うとともに、誓約事項を守らせ実行することを誓約します。

令和 年 月 日

保護者 氏名（自署）

住 所

電話番号

留学生との関係

猪苗代町長 様